様式第八号の二（第十七条の二関係）

従　業　者　名　簿

事務所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名	性　別	生　年　月　日	従　業　者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士 で　あ　る　か 否　か　の　別	この事務所の 従　業　者　と なった年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日

備　考

1　「従業者証明書番号」の欄には、法第４８条第１項の証明書の番号を記入すること。

2　「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には〇印をつけること。

3　一時的に業務に従事する者についても記載すること。

4　記載すべき事由が発生した場合には、２週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等するときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

業法第四十八条第三項

宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

（施行規則第十七条の二・従業者名簿の記載事項等）

法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　生年月日

二　主たる職務内容

三　宅地建物取引士であるか否かの別

四　当該事務所の従業者となった年月日

五　当該事務所の従業者でなくなったときは、その年月日

2　法第四十八条第三項に規定する従業者名簿の様式は、別記様式第八号の二によるものとする。

3　-略-

4　宅地建物取引業者は、法第四十八条第三項に規定する従業者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。